

藤沢市片瀬東浜駐車場条例の制定について  
藤沢市片瀬東浜駐車場条例を次のように定める。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市片瀬東浜駐車場条例

#### （目的及び設置）

第1条 観光客の利便性の向上及び観光事業の円滑な運営に寄与し、もって観光振興を推進するため、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場として、藤沢市片瀬東浜駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

#### （位置）

第2条 駐車場の位置は、藤沢市片瀬海岸一丁目2870番2とする。

#### （供用時間）

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する市長が指定するものをいう。第10条及び第11条において同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の供用時間を変更することができる。

#### （利用可能自動車）

第4条 駐車場を利用することができる自動車は、次に掲げる自動車であつて、規則で定める大きさを超えないものとする。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車
- (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもの。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の供用に支障がないと市長が特に認めた自動車  
(駐車料金)

第5条 駐車場の駐車料金の額は、次の表のとおりとする。

区分	駐車料金
入場後1時間まで	400円
1時間を超え5時間まで	400円に1時間までごとに400円を加算した額
5時間を超え12時間まで	2,000円
12時間を超え17時間まで	2,000円に1時間までごとに400円を加算した額
17時間を超え24時間まで	4,000円
備考 24時間を超える継続利用にあつては、24時間が経過した時ごとに出場及び入場があつたものとみなして、24時間までごとに算定した駐車料金の合計額を当該継続利用の駐車料金とする。	

- 2 市長は、必要があると認めるときは、時間駐車券、定期駐車券又はプリペイドカードを発行することができる。
- 3 前項の時間駐車券に係る駐車料金の額は、第1項の駐車料金の額から割引をした額をもって、規則で定める。
- 4 第2項の定期駐車券に係る駐車料金の額は、1月につき18,000円を超えない範囲内において、規則で定める。

(駐車料金の徴収)

第6条 市長は、駐車場を利用した者から、出場の時に駐車料金を徴収する。ただし、前条第2項の時間駐車券、定期駐車券又はプリペイドカードを発行する場合は、当該駐車券又はカードを発行する際に徴収するものとする。

(駐車料金の不徴収)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車したとき。
- (2) 駐車場の付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使

用する自動車を駐車したとき。

(駐車料金の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の不還付)

第9条 既納の駐車料金は、規則で定める場合を除き、還付しない。

(駐車拒否)

第10条 指定管理者は、駐車場の管理に支障があると認めるときは、駐車場の利用を拒否することができる。

(供用の休止)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(1) 駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるとき。

(2) 駐車場の全部又は一部を使用して第1条に規定する目的に資する事業を実施するとき。

(駐車場の管理)

第12条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の維持管理に係る業務

(2) 第1条に規定する目的に資する事業を実施するために駐車場を活用する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第14条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市片瀬東浜駐車場の供用を開始する必要による。